

## 大阪SR経営労務センター社会保険労務士会員規程

### (目的)

#### 第1条

大阪SR経営労務センター（以下、「SR」という。）の社会保険労務士会員のSRにおける役割及び責務等を明確にするとともに、業務上において事業主会員等に損害を生じさせる事故が起きた場合における責任の所在を定めておくことを目的とする。

### (社会保険労務士会員の位置付け)

#### 第2条

労働保険事務組合事務委託契約はSRと事業主会員の間で締結されているものであり、社会保険労務士会員はSR事務局と共にSRの運営者として当該委託契約に遂行に当たる。

### (義務)

#### 第3条

社会保険労務士会員はSRを運営する一員として、事務局と連携を図りながら業務の遂行に当たる義務を負う。

2. SRは社会保険労務士会員に対して業務遂行の報酬として定款第31条に定める事務補助費を支給する。

### (具体的な義務)

第4条 社会保険労務士会員の具体的な業務上の義務は次の通りとする。

- (1) 事業主会員がSRに提出する書類内容の提出前確認
- (2) 事業主会員がSRに提出する書類の期日内提出
- (3) 事業主会員がSRに提出する書類が期日内に提出されなかった場合の提出指導

- (4) S Rが事業主会員に交付する書類の内容確認
- (5) 事業主会員に対する労働保険料等の期日内納付指導
- (6) 労働保険料等の滞納等が生じた場合の納付指導
- (7) 事業主会員の消息不明時（音信不通を含む）におけるS Rへの通報
- (8) 社会保険労務士会員がS Rを退会する際の担当社会保険労務士の交代
- (9) 個人情報や業務上知り得た情報の適切な管理
- (10) 大阪S R経営労務センターの定款及び社会保険労務士会員規程をはじめとする諸規程の遵守
- (11) その他、(1)～(10)に準じるものと会長が認めた事項

(聴聞会)

#### 第5条

社会保険労務士会員が第4条に定める義務を怠った場合、懲罰委員会が開催する聴聞会に呼び出し、経緯の説明を求めることがある。

(賠償責任)

#### 第6条

事務処理の誤りやその他の原因により事業主会員等に損害を与え、賠償責任が生じた場合は原則として受託事務組合であるS Rがその責任を負うが、社会保険労務士会員が第4条に定める義務を怠ったことにより生じたものである場合は、当該社会保険労務士会員がその一部又は全部の賠償責任を負う。

2. 前項における社会保険労務士会員とS R事務局の負担割合は正副会長会で取りまとめた上、理事会の承認を経て決定する。

3. S Rに賠償責任のある部分については、S Rが加入している「社会保険労務士賠償保険」若しくは「使用者賠償責任保険制度」を利用することを

妨げない。

(誓約書)

第7条

社会保険労務士会員は第4条に定める義務の遵守を明記した「誓約書」を  
会長あて提出しなければならない。

(周知)

第8条

S Rは「新規入会者説明会」を実施する際に、本規程について説明しな  
ければならない。

附則

(規程の変更)

この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(規程の施行)

この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。